

事業承継税務の基礎① ～少数株主対策の税務の概要～

はじめに

事業承継を進めるにあたり、親族内・外を問わず、株式が分散しているケースがよくあります。このような場合、一般的には個人株主から後継者への譲渡又は贈与、発行法人による自社株買い、後継者の持ち株会社への譲渡などが考えられます。今回は、それぞれの方法における課税関係について概観します。

個人間取引における課税の概要

適正な時価 100、譲渡者の取得価額 30 とすると、その課税関係は以下の通りとなります。

	後継者(取得者)	少数株主(譲渡者)
①時価 100 で譲渡	取得価額：100	100-30=70 に譲渡益課税
②120 で高額譲渡	取得価額：100	・100-30=70 に譲渡益課税 ・120-100=20 が贈与税対象
③40 で低額譲渡	・取得価額：40 ・100-40=60 にみなし贈与？(※1)	・40-30=10 に譲渡益課税 ・譲渡損の場合切捨て
④贈与	100 に贈与税課税	—

(※1)みなし贈与とは、低額譲渡の場合に適正な時価と取引価額との差額は贈与があったものとみなして贈与税の課税対象にすることをいいます。

一般的には、適正な時価を算出してから取引価額を決定することになります。通常、第三者間取引は利害が対立するため当事者間で決まった価格が適正な時価だと考えられてきましたが、最近の判例では血縁関係のない少数株主との取引であっても、純然たる第三者間取引とは言えないとして、みなし贈与が認定されるケースが出てきています。

みなし贈与認定を受けないためにも、その取引の背景や当事者の立場等を勘案して取引価額を決定していく必要があるため、注意が必要です。

個人株主から法人への譲渡における課税の概要

適正な時価 100、譲渡者の取得価額 30、発行会社の資本金 60 とすると、その課税関係は以下の通りとなります。

(1)株式発行法人による自社株買い

少数株主から自社株買いを行い、後継者の持ち分比率を相対的に高め、経営権を集中させる方法です。なお、自社株買いは会社法における配当財源規制の対象であり、利益剰余金等の金額次第では実施できない可能性もあります。

資料ご利用の際のご注意

本書は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものであり、ご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用はお断りいたします。税理士法人 青山トラストは、その内容の正当性、完全性、目的適合性その他いかなる点においてもこれを保証するものではなく、本書に基づいた行為又は行動により発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。

	発行法人(取得者)	少数株主(譲渡者)
①時価 100 で譲渡	取得価額：100	・100-60=40 にみなし配当課税(※2) ・60-30=30 に譲渡益課税
②120 で高額譲渡	・取得価額：100 ・120-100=20 に法人税課税の可能性(※3)	・①と同じ ・120-100=20 に所得税課税(※4)
③40 で低額譲渡	・取得価額：100 ・100-40=60 に受贈益課税	・みなし譲渡(※5)の適用を受けるため ①と同じ
④贈与	100 に受贈益課税	③と同じ

(※2)みなし配当は、譲渡対価と発行法人の資本金等の額との差額を実質的な配当金とみなして課税を行うものです。

(※3)譲渡者が発行法人の役員・従業員であれば賞与、そうでない場合は寄附金として法人税法上扱われます。

(※4)譲渡者が発行法人の役員・従業員であれば賞与、そうでない場合は一時所得として課税されます。

(※5)みなし譲渡とは、個人が法人に対して著しく低い価額で資産を譲渡した場合、その取引は時価で行われたものとみなして所得税課税を行うとするものです。著しく低い価額に該当するかどうかの一応の判断は、時価の50%未満かどうかにより行われますが、実際には50%以上であってもみなし譲渡認定が行われる可能性があります。

自社株買いの場合、取引自体は譲渡であっても、みなし配当が発生するなど課税関係は複雑なものになります。また、譲渡損失が発生したとしてもみなし配当と相殺することはできず、個人にとっては不利な課税関係となります。

さらに低額譲渡の場合には、みなし配当・みなし譲渡に加え、譲渡者以外の株主に対するみなし贈与にも注意する必要がありますが、この点は後日詳述します。

(2)後継者が所有する持ち株会社への譲渡

上記(1)の表中でみなし配当課税とある部分を株式譲渡益課税に読み替えることで課税関係の概要となります。

事前の対策を

ここまで見てきたとおり、取得者が個人か法人か、対価は適正な時価か否かによって課税関係は大きく変わってきます。さらに、長期的にみた場合、会社の事業計画や資本政策、取得した株式の将来的な譲渡予定の有無等によっても個人取得と法人取得のいずれが有利になるかが変わってきます。事前にシミュレーションを行い、最適な方法と実施タイミングを検討しておくことが重要になります。

(文責：牛尾)

資料に関するお問い合わせ
税理士法人 青山トラスト 広報企画室
Email : info@aotaf.jp